

## 松山市日常生活用具費支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の提供等に関し必要な費用（以下「日常生活用具費」という。）を支給し、又は日常生活用具を貸与する事業等を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (支給対象)

第2条 日常生活用具費の支給等を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち別表1種目の欄の区分に応じ、それぞれ同表の対象者の欄に定める障害者等とする。ただし、日常生活用具費の支給を受けようとする者（日常生活用具費の支給を受けようとする者が18歳未満の場合は、その保護者（以下「支給対象者等」という。））及びその配偶者の日常生活用具費の支給が行われる月の属する年度（日常生活用具費の支給のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税所得割の額が、46万円未満の者に限るものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害の程度が、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長により、重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の者（以下「難病患者等」という。）

### (日常生活用具の種目)

第3条 日常生活用具費の支給対象となる日常生活用具の種目は、別表1種目の欄に掲げる用具とする。

2 既に日常生活用具費の支給を受けている日常生活用具と同一の用具の再交付に係る申

請については、前回の支給決定日から起算して別表1種目の欄の区分に応じ、それぞれ同表の耐用年数の欄に定める期間を経過していない場合は、原則として日常生活用具費の支給対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により日常生活用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(日常生活用具費の額等)

第4条 日常生活用具費の額(点字図書を除く。次項において同じ。)は、日常生活用具の提供等に通常要する費用の額を勘案して定めた別表1種目の欄の区分に応じ、それぞれ同表上限額等の欄に定める上限額(その額が現に当該日常生活用具の提供等に要した額を超えるときは、当該現に日常生活用具の提供等に要した費用の額とする。以下「基準額」という。)から、基準額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を控除して得た額とする。

2 同一の月における基準額の合計額から前項の規定により算定された当該同一の月における日常生活用具費の合計額を控除して得た額が、別表2に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、日常生活用具費の額は、当該基準額の合計額から当該障害者等の負担上限月額を控除して得た額とする。

3 点字図書に対する日常生活用具費の支給については、別紙1「点字図書取扱要領」に定めるところによるものとする。

4 居宅生活動作補助用具及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)に対する日常生活用具費の支給対象等については、別紙2「住宅改修費支給事業実施要領」に定めるところによるものとする。

(日常生活用具費の支給申請)

第5条 日常生活用具費の支給を受けようとする支給対象者等(以下「申請者」という。)は、松山市日常生活用具費支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 日常生活用具に係る見積書

(2) 紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、おしり拭き等衛生用品をいう。

)に係る新規申請にあつては、医師の意見書(第2号様式)

(3) 難病患者等にあつては、医師の意見書(第2号様式の2)

(4) 非常用電源(正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、外部バッテリー及びDC/ACカーインバーターをいう。以下同じ。)に係る申請にあつては、医

師の意見書（第2号様式の3）

(5) その他市長が必要と認める書類

（支給の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、松山市日常生活用具費支給調査書（第3号様式）により申請者の要件及び必要性等を調査して、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給の決定をしたときは、松山市日常生活用具費支給決定通知書（第4号様式）に松山市日常生活用具費支給券（第5号様式。以下「支給券」という。）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の申請を却下したときは、松山市日常生活用具費支給却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定に基づき、日常生活用具費の支給決定を受けた申請者（以下「日常生活用具費支給対象障害者等」という。）は、支給券を市長が指定した日常生活用具取扱事業者（以下「事業者」という。）に提出し、当該日常生活用具の提供等に要する費用（以下「購入費用」という。）を支払わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による支払を受けたときは、日常生活用具費支給対象障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

3 第1項の規定により購入費用を支払った日常生活用具費支給対象障害者等は、松山市日常生活用具費請求書（第7号様式）に領収書を添付して、市長に第4条に規定する日常生活用具費の請求を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、日常生活用具費支給対象障害者等は、日常生活用具費の請求及び受領を松山市日常生活用具費支給事業にかかる事業者の登録及び日常生活用具費の代理受領に関する要綱に規定する登録事業者に委任することができる。

（日常生活用具費の支給）

第8条 市長は、前条第3項の請求が正当であると認めるときは、日常生活用具費支給対象障害者等に日常生活用具費の支給を行うものとする。

（排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の特例）

第9条 市長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、次のとおり支給券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2箇月ごとに支給券を1枚交付する。
- (2) 別表1の基準額(月額)の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する額の2倍(2箇月分)の額を支給券1枚に記載して交付する。
- (3) 支給券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付できるものとする。ただし、充電式の人工内耳用電池については、申請1回につき12箇月分を上限として支給券1枚で交付できるものとする。

(福祉電話の貸与)

第10条 福祉電話の貸与については、別紙3福祉電話貸与実施要領に定めるところによる。

(日常生活用具の管理)

第11条 日常生活用具費支給対象障害者等は、常に善良なる管理者の注意をもって日常生活用具を管理するとともに、日常生活用具を支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、日常生活用具費支給対象障害者等が前項の規定に違反した場合は、日常生活用具費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。